

南知多町職員の旅費の支給に関する規則（平成2年南知多町規則第6号）の全部を
改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月25日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第10号

南知多町職員等の旅費の支給に関する規則

南知多町職員の旅費の支給に関する規則（平成2年南知多町規則第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、南知多町職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（条例第2条第8号に規定する規則で定める者等）

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- （2）海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- （3）航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営む者
- （4）道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- （5）旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者
- （6）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- （7）割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっ

せん業者（町との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために提供する場合に限る。）

2 条例第2条第8号に規定する規則で定めるものは、カード等とする。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第4条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

（2）条例第3条第1項及び第2項第1号、第2号及び第6号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第17条第1項、第20条第2項、第21条第2項及び第22条の規定に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項に規定する規則で定める金額は、条例第24条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

（1）鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

（2）宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について条例第7条、第13条、第14条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額

で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は
所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該
各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給
する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
(旅費額を喪失した場合における旅費)

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができな
い事情
(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当
該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰す
ることができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空
券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪
失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支
給することができる額
(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪
失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令簿等の記載事項等)

第6条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用
務、用務先、到着地及び旅行期間とする。

- 2 旅行命令簿には、前項に定める事項のほか、職員の所属名、役職名及び氏名を記
載又は記録するものとする。
3 旅行依頼簿には、第1項に定める事項のほか、旅行者の所属団体又は所属名、役

職名および氏名を記載又は記録するものとする。

- 4 前3項に定める事項を電子システム(職員の勤務状況等の管理に関する事務を電子計算機によって処理するシステムをいう。)により記載することにより旅行依頼簿等とすることができる。

(旅行命令等の変更の申請)

第7条 条例第5条第1項又は第2項の規定による出張命令等の変更の申請は、口頭をもって行うことができる。

- 2 旅行命令権者は、旅行命令等の変更の申請があった場合において、必要と認めるときは、その変更の必要を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(旅費の請求書等)

第8条 条例第8条第1項に規定する規則で定める請求書は、請求年月日、旅費の内訳金額及び旅行者氏名等の記載があるものとし、別で定める。

- 2 旅費請求書に添付すべき書類は、別表第1に掲げる書類とする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、前項に規定する請求書に相当するものをもって、同表に規定する額を証明するに足る書類に代えることができる。

- 3 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合は、第1項で定める請求書の記載事項等に準ずる内容が記載され、かつ、旅行命令権者が請求書に相当すると認めるもの(請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。)をもって、同項に規定する請求書に代えることができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。

- 5 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支払担当者等は、旅行者に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(旅費精算期間)

第9条 条例第8条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のための旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 条例第8条第3項に規定する期間は、精算による過払金の戻入の通知の日の翌日から起算して2週間とする。

(電磁的方法)

第10条 条例第8条第5項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法
- (2) 電子メールを送信する方法
- (3) オンラインシステムを利用して手続を行う方法
- (4) スマートフォンやタブレット端末等の電子機器を利用して行う方法
- (5) その他町長が適当と認める方法

(給与の種類)

第11条 条例第8条第7項及び第27条第3項に規定する給与の種類は、南知多町職員の給与に関する条例（昭和37年条例第1号、以下「給与条例」という。）に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び特殊勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第12条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

(船賃に係る船舶)

第13条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの
(航空賃に係る航空機)

第14条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

2 条例第11条第2項に規定する規則で定める額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、町長等が移動する場合には、この限りでない。

(その他の交通費に係る費用の額等)

第15条 条例第12条第1項に規定する規則で定める額は、37円とする。ただし、町内における出張については、公務上の必要によりやむを得ず自動車等による旅行を町長が認めた場合には、車賃相当額として1回当たり200円（通算した路程が4キロメートル以上の場合）とする。

2 自家用自動車を使用して旅行する場合の当該旅行に係る路程は、自家用自動車が行った路程により計算する。ただし、自家用自動車が行った路程により計算し難い場合には、この項本文の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程又は町長が指定する方法による計測により、路程を計算することができる。

3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 前2項の規定による計算は、全路程を通算して行う。ただし、第25条の規定により区分して計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

5 路程（前項の規定により通算して計算する場合にあっては、当該通算した路程）に1キロメートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

（宿泊費基準額）

第16条 条例第13条に規定する規則で定める額は、宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、宿泊地に応じた別表第2の額とする。

2 条例第13条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するときに該当すると任命権者が認めるときとする。

（宿泊手当の定額等）

第17条 条例第15条に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、2,400円とする。

（転居費等の支給の対象となる職）

第18条 条例第16条に規定する規則で定める職は、次に掲げる職とする。

- （1）任命権者の要請に応じ、国、他の地方公共団体又は愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和40年組合条例第1号）第13条第1項に規定する特定一般地方独立行政法人等を退職し、引き続き採用される職員の職
- （2）採用の事情を考慮し、転居費又は家族移転費を支給することが必要であるものとして任命権者が町長に協議して定める職員の職

（転居費の算定方法）

第19条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- （1）運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- （2）旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の町費による支給が適当でない費用として町長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 同一都道府県内における在勤庁の変更に伴う旅行については、公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費及び家族移転費は支給しない。

(渡航雑費の細則)

第21条 条例第18条に規定する町長が規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

(1) 保険料

(2) 医薬品の購入に係る費用

(3) 携行品の購入に係る費用

(4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5) 条例第18条に規定する費用に類する又は付随する費用

(6) 前号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして町長が定める費用

(死亡手当)

第22条 条例19条に規定する規則で定める定額は、580,000円とする。

2 遺族が死亡手当の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(退職者等の旅費の細則)

第23条 条例第20条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第6号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した前職務相当の旅費

(遺族の旅費の細則)

第24条 条例第22条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第4号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号及び第6号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地(外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地)に旅行するものとして計算した旅費(宿泊費及び包括宿

泊費を除く。)とする。(宿泊費及び包括宿泊費を除く。)

(通勤手当との調整)

第25条 旅行者が給与条例第15条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与(以下「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。
(在勤地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第26条 在勤地(旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。)又は旅行地(以下この項において「在勤地等」という。)以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤地等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤地等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤地以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤地以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の南知多町職員等の旅費の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に命令した旅行については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

必要な資料

(1) 条例第3条第5項に規定する旅費	<p>損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料</p> <p>旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第5条第1項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料</p> <p>同居する家族であることを証明する資料(転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。)</p>
(2) 条例第3条第6項に規定する旅費	<p>天災その他町長が定める事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料</p> <p>喪失額を証明するに足る資料</p>
(3) 鉄道賃	<p>支払を証明するに足る資料(旅行命令権者が必要と認める場合に限る。)</p>
(4) 船賃	<p>支払を証明するに足る資料</p>
(5) 航空賃	<p>支払を証明するに足る資料</p>
(6) その他の交通費	<p>支払を証明するに足る資料(旅行命令権者が必要と認める場合に限る。)</p>
(7) 宿泊費	<p>支払を証明するに足る資料</p> <p>第16条第2項に該当することを証明するに足る資料(該当する場合に限る。)</p>
(8) 包括宿泊費	<p>支払を証明するに足る資料</p>

	移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
(9) 転居費	<p>支払を証明するに足る資料</p> <p>転居を証明する資料</p> <p>同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。)</p> <p>条例第17条第2項に規定する延長の許可を証明するに足る資料(同項に該当する場合に限る。)</p>
(10) 家族移転費	<p>支払を証明するに足る資料</p> <p>移転を証明する資料</p> <p>同居する家族であることを証明する資料(家族の転居に要する費用を含む場合に限る。)</p> <p>第16条第2項に該当することを証明するに足る資料(条例第13条ただし書に該当する場合に限る。)</p>
(11) 渡航雑費	支払を証明するに足る資料
(12) 退職者等の旅費	<p>請求する種目に相当するものに応じた第3号から第11号までに掲げる資料</p> <p>退職等の事由を証明する資料</p> <p>所定の期間内に旅行したことを証明するに足る資料</p> <p>旅行中に退職等となったことを証明する資料</p>
(13) 帰住者の旅費	請求する種目に相当するものに応じた第3号

	<p>から第11号までに掲げる資料</p> <p>職員及び同居する家族が所定の期間内に帰住に伴う旅行をしたことを証明する資料</p>
(14) 遺族の旅費	<p>支払を証明するに足る資料</p> <p>職員が死亡及びその死亡地を証明する資料</p> <p>遺族の帰住を証明する資料(遺族が帰住した場合に限る。)</p> <p>遺族であることを証明する資料</p>
(15) 条例第25条第1項に規定する旅費	<p>請求する種目に相当するものに応じた第3号から第11号までに掲げる資料</p> <p>条例第25条第1項の規定に該当することを証明するに足る資料</p>

別表第2 宿泊費基準額（第15条関係）

宿泊地	特別職等（1夜につき）	職員等（1夜につき）
北海道	20,000円	15,000円
青森県	16,000円	12,000円
岩手県	13,000円	10,000円
宮城県	16,000円	12,000円
秋田県	14,000円	11,000円
山形県	13,000円	10,000円
福島県	12,000円	9,000円
茨城県	14,000円	11,000円
栃木県	14,000円	11,000円
群馬県	16,000円	12,000円
埼玉県	21,000円	16,000円
千葉県	22,000円	17,000円
東京都	27,000円	21,000円
神奈川県	21,000円	16,000円
新潟県	21,000円	16,000円
富山県	14,000円	11,000円
石川県	13,000円	10,000円
福井県	13,000円	10,000円
山梨県	17,000円	13,000円
長野県	17,000円	13,000円
岐阜県	17,000円	13,000円
静岡県	16,000円	12,000円

愛知県	16,000円	12,000円
三重県	16,000円	12,000円
滋賀県	14,000円	11,000円
京都府	26,000円	20,000円
大阪府	21,000円	16,000円
兵庫県	22,000円	17,000円
奈良県	16,000円	12,000円
和歌山県	14,000円	11,000円
鳥取県	12,000円	9,000円
島根県	16,000円	12,000円
岡山県	18,000円	14,000円
広島県	18,000円	14,000円
山口県	12,000円	9,000円
徳島県	13,000円	10,000円
香川県	20,000円	15,000円
愛媛県	16,000円	12,000円
高知県	16,000円	12,000円
福岡県	22,000円	17,000円
佐賀県	14,000円	11,000円
長崎県	17,000円	11,000円
熊本県	18,000円	14,000円
大分県	14,000円	11,000円
宮崎県	14,000円	11,000円
鹿児島県	14,000円	11,000円

沖縄県	16,000円	12,000円
外国等	<p>国家公務員等の旅費支給 規程（昭和25年大蔵省 令第45号。）別表第2 第2号の表の区分の欄に 掲げる地域等の区分に応 じてそれぞれこれらの表 の指定職職員等の欄に掲 げる額とする。</p>	<p>国家公務員等の旅費支給 規程（昭和25年大蔵省 令第45号。）別表第2 第2号の表の区分の欄に 掲げる地域等の区分に応 じてそれぞれこれらの表 の職務の級が10級以下 の者の欄に掲げる額とす る。</p>